

東京都認証学童クラブ事業実施細目

令和 7 年 3 月 27 日付 6 福祉子家第 3228 号
一部改正 令和 8 年 3 月 30 日付 7 福祉子家第 3503 号

1 目的

東京都認証学童クラブ事業実施要綱（令和 7 年 3 月 27 日付 6 福祉子家第 3201 号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する東京都認証学童クラブ事業及び東京都認証学童クラブ移行支援事業の運営基準及び認証の手続等については、この細目の定めによる。

2 運営基準

（1）多様な遊びや体験活動

実施要綱第 2 章 2（6）イにおける多様な遊びや体験活動は、次の規定に全て適合すること。

ア 内容

- （ア） 身体を動かす遊び
- （イ） 製作活動等
- （ウ） 地域の文化等に触れる体験
- （エ） 自主学習
- （オ） 子供の意見を反映させた行事

イ 要件

- （ア） 放課後児童クラブ運営指針（令和 7 年 1 月 22 日付こ成環第 16 号）に基づく内容とすること。
- （イ） 子供の意見を踏まえた内容とすること。
- （ウ） 遊びや体験活動については、参加する、参加しないを含め、子供が自分の意思で選択できるようにすること。
- （エ） （ア）身体を動かす遊び、（イ）製作活動等及び（エ）自主学習は原則毎日、（ウ）地域の文化等に触れる体験は年 2 回以上、（オ）子供の意見を反映させた行事は年 4 回以上、実施すること。

（2）第三者評価

実施要綱第 2 章 2（11）における東京都福祉サービス第三者評価の受審については、3 年に 1 回実施すること。

ただし、初回の受審は、令和 12 年度までに受審すること。

3 認証の手続き

実施要綱第5章1（1）エ及び2（1）エにおける公表項目は次のとおりとする。

（1）東京都認証学童クラブ事業

「東京都認証学童クラブ設置申請書」（第1号様式）及び「活動内容の詳細」（別紙様式2）

（2）東京都認証学童クラブ移行支援事業

「東京都認証学童クラブ（移行型）設置申請書」（第8号様式）及び「活動内容の詳細」（別紙様式2）

附 則（令和7年3月27日付6福祉子家第3228号）

この細目は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日付7福祉子家第3503号）

この細目は、令和8年4月1日から施行する。